

人・農地プラン案

市町村名	対象地区名（地区内大字名）	作成年月日	直近の更新年月日
橋本市	応其地区（向島、名古屋、伏原、応其、小田）	—	—

※「向島東地区」「向島西地区」は、高野口地区区長会に属しますが、「人・農地プラン」は農業委員会の担当地区ごとに作成するため、応其地区に分類されていますこと、ご了承ください。

1. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	8 2 ha
② 地区内の遊休農地面積	2 9 ha
③ アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2 7 ha
④ アンケート調査等に回答した地区内における 70 歳以上の農業者の耕作面積の合計	1 7 ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1 1 ha
⑤ 地区内において今後意欲的な農業者が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.2 1 ha
（備考）	

2. 対象地区の課題

<p>○若者の農業者が減少し、高齢化が進み、後継者の目途が付いていない農地が点在している。</p> <p>○集落・地域内に農業の担い手が不足している。</p> <p>○住宅化が進み、まとまった農地が減少しており、水利や進入路のない農地が増え、農業経営が困難になってきている。</p>

3. 対象地区内における農業者や意欲的な農業者への農地の集約に関する方針

<p>○集落の農地利用は、地区内の意欲的な農業者が優先的に担っていくと共に、新たに入作を希望する農業者や認定新規就農者の受入れも促進する。</p> <p>○農業を主としない近隣住民が農地活用を希望する場合は貸付を促進する。</p>

人・農地プラン案

4. 3の方針を実現するために必要な取り組み（任意記載事項）

（農地の保全への取組方針）

- 意欲的な農業者だけではなく、集落の農業者や土地の所有者一体となって農地の保全に取り組む。
- 住宅化が進む中で宅地への農地転用が進んでいるが、地区内の優良農地はできる限り残していけるよう検討する。
- 農業に興味のある近隣住民による農地の利活用を促進する。

（農地中間管理機構※の活用方針）

- 今後、農地を縮小する見込みであり、後継者の目途がついていない農地所有者は、できる限り農地中間管理事業を活用して農地を貸し付けていく。

（新規就農者に対する方針）

- 農業技術や園地管理技能を習得する機会を推奨し、農地を管理できる人材を増やす。

（新規・特産化作物の導入方針）

- 市でブランド化を目指す高野山麓精進野菜や白ごま栽培講習などに取り組み、特産・ブランド化を行うことで小規模の農地でも高単価作物が栽培できるように勧める。

※農地中間管理事業とは

「高齢者」や「後継者がいない」などの理由で耕作が困難な農地を農地中間管理機構が借り受け、担い手農家に貸し付ける国の制度です。和歌山県では和歌山県農業公社が運営しています。

〈農地中間管理事業のメリット〉

- トラブルがあっても、貸し手と借り手の間に農地中間管理機構が入るので安心です。
- 契約期間終了後、農地はお手元に戻ります。
- 賃貸借の場合、賃料は農地中間管理機構が回収するので貸し手は手間が省けます。

人・農地プラン案

5. 各集落からの意見（任意記載事項）

この欄は、回覧後に皆さんからいただいたご意見をまとめて記載する予定です。

6. 対象地区内において意欲的に農業に取り組んでいく意向のある農業者

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引き受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
アンケート調査	2名					
その他	2名					

「農地の拡大を考えている農業者」や「販路を開拓していきたい農業者」など、『意欲的に農業に取り組んでいく意向のある農業者』として、この欄への登録を希望される農業者は、橋本市役所 農林振興課または、担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員までご連絡ください。

なお、今回回覧した対象地区以外の地区で、農地の拡大等を検討されている農業者も募集しています。

今後、国や市の農業施策を活用するには、意欲的に農業に取り組んでいく意向のある農業者であると共に、認定農業者や認定新規就農者など地域の「中心経営体」として人・農地プランに位置づけられることが必要となる場合があります。

詳細は橋本市役所農林振興課（0736-33-6113）にお問い合わせください。